

## 議題③

# 「京都市自動車放置防止条例」施行（平成 14 年 4 月 1 日）

## 以後の放置自動車撤去実績について

### 1 条例施行後の撤去等実績

（単位：台）

年度	廃自動車認定台数	廃自動車撤去台数	自主撤去台数 <sup>※</sup>
14	835(1)	822(1)	158
15	893(6)	821(6)	242
16	497(3)	456(3)	232
17	491(6)	305(6)	186
18	454(1)	445(1)	176
19	213(0)	188(0)	136
20	76(0)	66(0)	74
21	63(1)	61(1)	48
22	31(0)	28(0)	32
23 (24年1月末時点)	5(0)	5(0)	17

（ ）は京都市廃自動車認定等委員会において審議された件数で、内数

※ 自主撤去台数は、「認定前自主撤去台数」と「認定後、本市が撤去するまでの自主撤去台数」を含む。

（参考）条例施行前の廃自動車撤去実績

平成 12 年度…760 台 平成 13 年度…769 台

自動車リサイクル法の施行により、自動車の廃車に係る費用を車検時等に前払いしている事、また、自動車そのものに鉄屑としての価値があることが、件数減少の要因と考えられる。

## 2 個別案件

(1) 北区鷹峰木ノ畑町



(2) 北区西賀茂大栗町



(3) 左京区田中大堰町



(4) 西京区大枝沓掛町



(5) 伏見区中島外山町

